

(1)地方卸売市場八戸市魚市場条例

区分		改正後	現行
卸売業者における卸売金額		せり売、入札等に係る価格に100分の8に相当する額を加えた金額 ※軽減税率対象	せり売、入札等に係る価格に100分の8に相当する額を加えた金額
卸売業者における委託品の指値		委託者の希望価格の108分の100に相当する額 ※軽減税率対象	委託者の希望価格の108分の100に相当する額
買受人等における買受品代金		買い受けた額に当該額の100分の8に相当する額を加えた額 ※軽減税率対象	買い受けた額に当該額の100分の8に相当する額を加えた額
施設使用者における施設使用保証金		使用料の110分の10に相当する額を除いた額の3月分に相当する額	使用料の108分の8に相当する額を除いた額の3月分に相当する額
事務室使用料	3.3平方メートル1月につき	935円	918円
倉庫使用料	3.3平方メートル1月につき	330円	324円
食堂・売店使用料	3.3平方メートル1月につき	935円	918円
卸売場一時使用料	3.3平方メートル1時間につき	11円	10円
第三魚市場買受人事務室使用料	1室1月につき	16,500円	16,200円
流動海水氷等製造供給設備使用料	流動海水氷200キログラムまでごとに	704円	691円
	冷却海水1,000キログラムまでごとに	2,816円	2,764円
第一魚市場会議室	午前8時30分から正午まで	418円	410円
	午後1時から午後4時30分まで	748円	734円
	午後5時から午後8時30分まで	825円	810円
	午前8時30分から午後4時30分まで	990円	972円
	午後1時から午後8時30分まで	1,320円	1,296円
	午前8時30分から午後8時30分まで	1,650円	1,620円
	暖房料(3時間30分ごとにつき)	308円	302円
第二魚市場大会議室	午前8時30分から正午まで	792円	777円
	午後1時から午後4時30分まで	1,430円	1,404円
	午後5時から午後8時30分まで	1,595円	1,566円
	午前8時30分から午後4時30分まで	1,870円	1,836円
	午後1時から午後8時30分まで	2,530円	2,484円
	午前8時30分から午後8時30分まで	3,190円	3,132円
	暖房料(3時間30分ごとにつき)	385円	378円
第二魚市場小会議室	午前8時30分から正午まで	418円	410円
	午後1時から午後4時30分まで	748円	734円
	午後5時から午後8時30分まで	825円	810円
	午前8時30分から午後4時30分まで	990円	972円
	午後1時から午後8時30分まで	1,320円	1,296円
	午前8時30分から午後8時30分まで	1,650円	1,620円
	暖房料(3時間30分ごとにつき)	308円	302円
第三魚市場大会議室	午前8時30分から正午まで	4,400円	4,320円
	午後1時から午後4時30分まで	6,600円	6,480円
	午前8時30分から午後4時30分まで	11,000円	10,800円
第三魚市場小会議室	午前8時30分から正午まで	2,200円	2,160円
	午後1時から午後4時30分まで	3,300円	3,240円
	午前8時30分から午後4時30分まで	5,500円	5,400円

(2)八戸市水産総合管理センター条例

区分		改正後	現行
小研修室	4時間以下の場合	1,840 円	1,810 円
	4時間を超える場合	4,930 円	4,840 円
大研修室	研修、会議等に 使用する場合	4時間以下の場合	7,390 円
		4時間を超える場合	18,490 円
和室	宿泊の場合	大人(中学生以上) 1人1泊につき	3,630 円
		子供(4才以上小学生まで) 1人1泊につき	1,810 円
	休憩の場合	大人(中学生以上) 1人2時間につき	540 円

(3)八戸市公設小売市場条例

区 分			改正後		現行	
			月 額	日割り計算による 場合の日額	月額	日割り計算による 場合の日額
店舗	1階	1店舗につき	33,000 円	1,320 円	32,400 円	1,296 円
	2階	〃	19,800 円	792 円	19,440 円	777 円
売場	1階	1平方メートルにつき	4,650 円	187 円	4,570 円	183 円
	2階	〃	2,650 円	106 円	2,610 円	104 円
倉庫		〃	730 円	29 円	720 円	29 円
鮮魚保管タンク		1個につき	2,200 円	77 円	2,160 円	75 円
調理室		1使用者につき	4,400 円	176 円	4,320 円	172 円
小荷物専用昇降機		〃	5,500 円	220 円	5,400 円	216 円
貸事務所	1室につき	月額	6,600 円		6,480 円	
		日割り計算による場合の日額	220 円		216 円	
会議室	午前8時30分から正午まで		420 円		420 円	
	午後1時から午後4時30分まで		420 円		420 円	
	午後5時から午後8時30分まで		540 円		530 円	

(4)八戸市漁港管理条例

漁港施設占用料

施設の種類	区分	改正後	現行
漁具干場 船揚場	工作物を設置しない場合	1平方メートル1日につき近傍類似地の時価の1万分の1を単位として算出した額に100分の110を乗じて得た額	1平方メートル1日につき近傍類似地の時価の1万分の1を単位として算出した額に100分の108を乗じて得た額
野積場	工作物を設置しない場合	1平方メートル1日につき近傍類似地の時価の1万分の6を単位として算出した額に100分の110を乗じて得た額	1平方メートル1日につき近傍類似地の時価の1万分の6を単位として算出した額に100分の108を乗じて得た額
岸壁 物揚場	工作物を設置しない場合	1平方メートル1日につき近傍類似地の時価の1万分の2を単位として算出した額に100分の110を乗じて得た額	1平方メートル1日につき近傍類似地の時価の1万分の2を単位として算出した額に100分の108を乗じて得た額

備考第5項

改正後	現行
占有期間が1月に満たない場合(工作物を設置しないで漁具干場、船揚場、野積場、岸壁又は物揚場を占有する場合を除く。)の漁港施設占用料の額は、この表の規定により算出した額に100分の110を乗じて得た額とする。	占有期間が1月に満たない場合(工作物を設置しないで漁具干場、船揚場、野積場、岸壁又は物揚場を占有する場合を除く。)の漁港施設占用料の額は、この表の規定により算出した額に100分の108を乗じて得た額とする。

土砂採取料

区分		改正後	現行
砂利	1立方メートルにつき	165円	162円
砂	1立方メートルにつき	110円	108円
玉石	1立方メートルにつき	225円	221円
切込碎石	1立方メートルにつき	165円	162円
土砂	1立方メートルにつき	88円	86円
転石	1個につき	110円	108円
切石	1切つき	110円	108円

備考第6項

改正後	現行
占有期間が1月に満たない場合の占用料の額は、この表の規定により算出した額に100分の110を乗じて得た額とする。	占有期間が1月に満たない場合の占用料の額は、この表の規定により算出した額に100分の108を乗じて得た額とする。